

村山市教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱 《骨子》 (R2-6/ 5か年)

時代の潮流の中で、村山市を取り巻く社会情勢は、国際化、科学技術の高度化の進展により、急激な変化が続いています。とりわけ本市では、急激な人口減少と少子高齢化による市全体のエネルギーの低下、コミュニティ機能の弱体化が懸念されています。こうした状況のなか、私たちは、村山市の持つ自然、文化、産業などを豊かな教育財産ととらえ、活用することで、豊かな感性やコミュニケーション力の育成に力をいれてきました。

さらにこれからは、ICTの活用や英語教育の充実など、これからの社会に必要とされる新しい教育を推進し、子どもの心と体の健康教育にも力を注ぐことにより、「知・徳・体」が調和した自立的な人間として、村山市の未来を率先して拓く人材を育成していきたいと思ひます。

村山市教育委員会では、国の「第3期教育振興基本計画」や「第6次山形県教育振興基本計画」及び「第5次村山市総合計画」の内容を踏まえ、5年前に策定した「第1次村山市教育振興基本計画」(平成28～令和元)を発展的に改定し、本市教育行政の方向性、中短期の施策を具体的に盛り込んだ計画を作成するものです。

この度策定された「村山市第5次総合計画(後期計画)」と「第2次村山市教育振興基本計画」に示されている教育行政の方針をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と位置づけます。



基本目標

〈豊かな人間性と確かな学力・幅広い教養を身につけた、村山市の未来を拓く人づくり〉

3つのめざす人間像

1 豊かな感性とコミュニケーション力を身につけた人間

うるおいがあり、活力に充ちた地域社会の実現に向け、豊かな感性を持ち、他との良好なコミュニケーションを図れる人

2 未来に向かい、幅広い学力と教養の獲得を旨とし学び続ける人間

学び続けることを通して、人格の基本的要素である、「知徳体」を洗練させ、変化に対して主体的に判断し、的確に対応できる、幅の広い教養を身につけた人

3 故郷を愛し、村山市のために尽くそうとする人間

故郷を愛し、地域の絆を大切にし、村山市の未来を率先して開こうとする人

基本方針 施策の5本柱

基本方針Ⅰ

いのちを大切にし、豊かな心とタフな精神、健やかな身体を育成

基本方針Ⅱ

確かな学力を身につけ、時代の変化に対応できる能力の育成

基本方針Ⅲ

魅力にあふれる学校、安心して元気な学校づくりの推進

基本方針Ⅳ

郷土に誇りを持ち地域とつながる心の育成、学校と地域とが協働し支え合う仕組みを構築

基本方針Ⅴ

活力あるコミュニティ形成に向けた地域の教育力の推進

主要な施策

- 1 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進 (命の大切さ、思いやり教育、いじめ根絶)
- 2 生命の継承の大切さや生命尊重に対する教育の推進
- 3 豊かな心タフな精神の育成 (家庭・幼児教育、読書活動、芸術文化、体験重視、奉仕、道徳・人権等の教育)
- 4 健やかな身体育成と生涯スポーツ・競技スポーツの推進 (食育、健康教育、体力・運動能力の向上、競技力向上、一人1スポーツの推進)
- 5 社会を生きぬく基盤となる確かな学力の育成 (個々の能力を伸ばす環境整備、確かな学力の育成)
- 6 社会の変化に対応でき、実践応用力を有するさまざまな資質・能力の育成 (コミュニケーション能力、グローバル化、ICT教育、環境教育、地域産業等との連携強化、生涯学習の推進)
- 7 夢の実現に向けた勤労観・職業観の育成 (職業教育・キャリア教育)
- 8 特別支援教育の充実 (就学前からの支援、学校での特別支援教育の充実、社会参加に向けた支援、周知等)
- 9 時代の進展に対応し、信頼される学校づくりの推進 (特色ある学校づくり、子どもと向き合う学校、優秀教員の確保、教員の育成、教職員の健康管理、体罰根絶)
- 10 安全安心な教育環境の確保 (学校施設の整備、安全教育、安全管理)
- 11 地域を知り、郷土愛を育む教育の推進と教育財産・地域資源の活用・継承 (地元学の展開、伝統文化・文化財の保存・伝承、指定文化財の拡大、方言文化の活用継承等)
- 12 学校と地域との連携・協働の推進と地域社会全体での教育支援 (児童生徒の地域活動への参画、学校と地域の協働の取り組み・連携、協働体制の構築)
- 13 地域市民センターを拠点とした地域コミュニティの再構築 (地域のつながり力の再構築)
- 14 青少年の「地域力」の発揮と成人の「社会力」の育成 (青少年のボランティア・地域活動支援、青年リーダー育成、青少年の健全育成推進、成人の生涯学習活動、読書活動推進)